

舞鶴市社会福祉協議会長表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民生児童委員及び主任児童委員並びに社会福祉に関する施設、団体の役職員でその功績顕著なもの並びに社会福祉活動に特に功績のあったもの及び社会福祉活動に協力、援助したものに対する舞鶴市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)の行う表彰並びに感謝の意を表することについて、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次のとおりとする。

- (1) 民生児童委員又は主任児童委員として8年以上在職したもの
 - (2) 社会福祉施設又は社会福祉協議会の役員(当該施設を設置する法人等の定款等において規定する理事、監事及び評議員をいう。)として8年以上在職し、その功績が顕著なもの
 - (3) 福祉団体の主要な役員として8年以上事業に関係し、その功績が顕著なもの
 - (4) 社会福祉施設、社会福祉協議会又は福祉団体の職員として、10年以上在職し、その功績が顕著なもの
 - (5) 社会福祉事業の推進のために無報酬で協力している個人又は団体で、次に掲げるような活動を行い、その活動期間が、個人にあっては10年以上、団体にあっては7年以上のもの(特に功績が顕著であると認められるものについては、個人、団体とも活動期間が5年以上のもの)
 - ア 社会福祉施設等への慰問活動
 - イ 社会福祉施設及び福祉団体に対する援助活動
 - ウ 高齢者、障害者、難病患者等に対する支援活動
 - エ 里親、職親、保護受託者等の活動
 - オ その他これらに類する活動
 - (6) 身体障害者並びに母子世帯、寡婦世帯及び父子世帯で、自立更生者として他の模範となるもの
 - (7) 前各号に定めるもののほか、社会福祉事業の推進に貢献し、市社協会長(以下「会長」という。)が特に表彰することが適當と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは表彰の対象としない。
- (1) 社会福祉事業関係者で、藍綬褒章又は黄綬褒章を受けたもの
 - (2) 既に関係大臣、京都府知事、舞鶴市長及び全国社会福祉大会、全国民生委員・児童委員大会(全国方面委員大会含む)、京都府社会福祉大会、舞鶴市社会福祉大会等の表彰を受けたもの
 - (3) 他市町村の社会福祉大会において、同様の表彰を受けたもの

(期間の計算)

第3条 前条第1項各号に定める期間について、その期間が中断されている場合は、

その前後の期間を通算するものとする。

- 2 前条第1項第4号の期間で、公務員としての身分を有する期間のある場合は、保健・福祉等に携わる期間を対象とし、当該期間に4分の3を乗じて計算するものとする。
- 3 前条第1項第4号の期間で、非常勤職員としての期間のある場合は、次の式により計算するものとする。

$$\text{非常勤職員としての期間} \times \frac{\text{非常勤職員の1箇月又は1週間の勤務日数}}{\text{常勤職員の1箇月又は1週間の勤務日数}}$$

- 4 本市以外での期間についても同様の扱いとする。

(感謝の対象)

第4条 感謝の対象は、次のとおりとする。

- (1) 市社協に対し10万円以上の寄附をしたもの
- (2) 前号に定めるもののほか、社会福祉活動に協力、援助したもので、会長が特に適當と認めるもの

(推薦方法)

第5条 被表彰、感謝該当者の推薦は、該当者の所属団体等の代表者が会長に所定の様式により行うものとする。

- 2 会長は、前項の規定にかかわらず、被表彰、感謝該当者を推薦することができる。
- 3 推薦に当たっては、厳密な調査のうえ、詳細かつ明確に記載し、なるべく具体的な事項を挙げ、必要な場合は、参考資料を添付するものとする。

(被表彰者等の決定)

第6条 被表彰者、感謝該当者は、正副会長において決定するものとする。

(表彰状等)

第7条 この要綱に定める表彰等は、会長が表彰状、感謝状及び記念品を贈呈して行う。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年8月11日から施行する。
- 2 社会福祉法人舞鶴市社会福祉協議会会长表彰要綱(平成3年4月1日施行)は廃止する。
- 3 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成23年2月10日から施行する。
- 5 この要綱は、平成27年1月8日から施行する。(被表彰者等の決定変更)
- 6 この要項は、平成31年4月1日から施行する。(要綱名の変更、第1条構成員を削除、第2条の(1)功績が顕著を削除、(3)主要な役員とし構成員を削除。第3条公務員期間の対象となる職務の範囲を特定)